

防災ボランティア制度の改正及び募集について

○制度の改正について

防災ボランティア制度は、大規模な災害が発生した場合やその恐れがある場合に、防災ボランティアの協力を得て、土木事務所等が所管する施設の被害状況を速やかに把握することにより、被害の拡大防止と迅速な復旧活動を図ることを目的としたものです。大阪府では、令和3年4月1日より、防災ボランティア制度の一部を以下のとおり改正して引き続き実施します。

(主な改正点)

① 更新時における届出書類の変更

更新時の届出書類の「緊急点検調査計画」が「点検区間届出書」に変更となりました。更新時には、届出される土木事務所等と協議の上、点検区間を決定して下さい。

② 廃止届を提出した防災ボランティアへの対応

平成30年(2018年)4月1日から令和3年(2021年)3月31日の間に廃止の届出をされた民間事業者は、次回(予定)の防災ボランティア(令和6年4月1日～)の登録から届出が可能になります。今回の登録の届出(令和3年2月1日～)は受理できませんのでご注意ください。

○寝屋川流域防災ボランティアの募集について

このたび、寝屋川水系改修工営所では、令和3年(2021年)4月1日より令和6年(2024年)3月31日までの間に活動いただく「寝屋川流域防災ボランティア」を募集します。

ボランティアの登録届け出(登録の継続を含む)にあたっては、募集要項、実施マニュアルをご覧いただいた上、必要書類を下記の受付窓口まで提出いただきますようお願いいたします。

① 募集の期間

令和3年(2021年)2月1日(月曜日)から同年3月12日(金曜日)まで(郵送の場合は必着)

② 受付窓口

寝屋川水系改修工営所建設課企画防災グループ

住所：大阪市城東区東中浜4-6-35

電話：06-6962-7664(企画防災Gダイヤルイン)

制度の改正、防災ボランティアの届出・手続き等について、ご不明な点があれば、お問い合わせください。

③ 提出書類

- ・「寝屋川流域防災ボランティア」登録届出書(様式-1) 2部
- ・点検区間届出書(様式-2) 2部
- ・点検対象範囲を示す地図 2部